

令和3年6月4日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

緊急事態措置の延長に伴う障がい児通所支援について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応、ならびに支援の継続のため、日々多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、令和3年4月25日付で大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域とされたところですが、今般、緊急事態措置の期間が令和3年6月20日まで延長されることとなりました。

これに伴い、令和3年4月27日付け本市事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について」（参考添付）につきましても、緊急事態措置期間中においては引き続き適用となりますが、一部の事務取扱いにつきまして改めてお示しいたします。

事業者のみなさまにおかれましては、本事務連絡の趣旨をご了知いただき、感染対策を徹底のうえ支援を必要とする障がい児への適切なサービス提供の継続をお願いいたします。

記

1 本事務連絡の適用期間について

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間（令和3年4月25日から緊急事態措置が解除されるまでの間）とします。

2 支給量について

大阪府が緊急事態措置の適用を受けている期間において、現在交付されている受給者証の支給決定量以上の日数の利用が必要となった場合は、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」の提出をもって、特例的に支給量を当該月の暦日数とします（月ごとの届け出となります）。届け出にあたっては、届け出を行う対象月の翌月10日（10日が休日の場合は前開庁日）までに、各区保健福祉センターへご提出ください。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんのでご注意ください。また、児童が複数の事業所を利用している場合は、事業所間で利用日等を調整するなど、連携していただきますようお願いいたします。

なお、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」をもって支給量を増やし国保連へ請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応します。

3 その他

上記以外の取扱いについては、原則として令和3年4月27日付け本市事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について」、及び令和2年6月30日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」を適用します。

このほか、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、取扱いに変更が生じる場合がありますので、最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

4 添付資料

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出（令和3年6月以降）
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言の延長に伴う障がい児通所支援事業所の対応について（令和3年5月31日付 障地第1552号）
- ・【別添資料1】緊急事態措置に基づく要請
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について（令和3年5月31日付 障企第1295号）
- ・【参考】緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和3年4月23日付厚生労働省事務連絡）
- ・【参考】緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援について（令和3年4月27日付本市事務連絡）
- ・【参考】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日付け）

5 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

- 大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む））
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 新型コロナウイルス感染症への対応等について（大阪市福祉局障がい者施策部）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
※感染拡大防止のためのガイドラインや感染対策の研修動画等を掲載していますので、事業運営の参考としてください。
- 厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省ホームページ（障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- 大阪府ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962